

《交通安全ポスターコンクール》

I 募集要項

1. 応募資格

福島県内の小学校および中学校(義務教育学校等含む)、特別支援学校の小学部・中学部、(以下「小・中学校」という。)に在籍する児童・生徒とします。

2. コンクールの主催

県コンクールは福島県内の「農業協同組合」(以下「JA」という。)と「全国共済農業協同組合連合会福島県本部」(以下「県本部」という。)が主催し、参加作品の募集は、各JAの所在区域内における小・中学校を対象に実施することとします。

3. 応募手順

県コンクールへの参加作品は、各小・中学校から所在区域を管轄するJAを経由し、県本部へ応募することとします。

(「応募者一覧表」に必要事項を記入し、「出品券」を必ず作品に貼付してください。)

※主催者より配付します。

4. 応募点数

県コンクールへの応募点数は、**各学年のクラス数まで**とします。

※ 各学年の制作点数*が、上記の応募点数を超過する場合は、学年ごとに作品を選定してからJAへ応募してください。

(*制作点数・・・児童・生徒が学校に提出した作品数)

※ 「特別支援学級」「複式学級」のクラス数および応募点数の考え方

◇特別支援学級◇

在籍している児童・生徒の学年に1クラスを加算してください。

【例】各学年1クラスの小学校で、支援学級に「1年生」「5年生」の児童が在籍している場合

第1学年⇒1クラス+1=2クラス (作品応募点数の上限は2点)

第5学年⇒1クラス+1=2クラス (" 2点)

第2・3・4・6学年⇒各1クラス (" 各クラス1点)

◇複式学級◇

学年ごとに1クラスとしてください。

【例】第1学年と第2学年が複式学級となっている場合

第1学年⇒1クラス (作品応募点数の上限は1点)

第2学年⇒1クラス (" 1点)

5. 応募締切日

令和6年8月30日(金) 各小・中学校の所在区域を管轄するJA必着とします。

6. 審査委員

審査委員長・副委員長：福島県教育委員会

審査委員：後援・協賛団体および県本部の各代表者

7. 賞

【個人】

① J A 共済連福島 本部長賞

ア	金賞	各学年	1点	(賞状・副賞)
イ	審査委員特別賞	各学年	1点	(賞状・副賞)
ウ	銀賞	各学年	2点	(賞状・副賞)
エ	銅賞	各学年	3点	(賞状・副賞)
オ	佳作	各学年	4点	(賞状・副賞)

②特別賞

ア	福島県知事賞	上記①のアより	1点	(賞状・副賞)
イ	福島県教育委員会教育長賞	〃	1点	(賞状・副賞)
ウ	福島県警察本部長賞	〃	1点	(賞状・副賞)
エ	各協賛団体賞	上記①のア・イより	若干点	(賞状・副賞)

【団体】

「学校賞」	小学校	1校	(賞状・副賞)
	中学校	1校	(賞状・副賞)

— 選定基準 —

【個人賞】①（J A 共済連福島 本部長賞）のア～オの各賞について、金賞・審査委員特別賞を各4点、銀賞を各3点、銅賞2点、佳作1点と配点し、合計点数が最も多い学校に対して授与します。

※同点の場合は、上位の賞への入賞がある学校を優先します。

【奨励賞】

「奨励賞」 各小・中学校 1点 (賞状)

各小・中学校より応募いただいた作品の中から、学校長の推薦を受けた児童・生徒の作品1点に対し授与します。

※「奨励賞推薦書」を提出してください。(主催者より配付します。)

応募者の中から2名をご推薦願います。(第1順位、第2順位)

第1順位の推薦を受けた児童・生徒が個人賞①のア～オのいずれかに入賞した場合、第2順位の推薦を受けた児童・生徒に授与いたします。

第2順位の推薦を受けた児童・生徒も個人賞①のア～オのいずれかに入賞している場合、奨励賞の授与はありませんのでご了承ください。

ただし、「奨励賞推薦書」の提出があった場合でも、次の場合には該当しないものとします。

- ① 推薦を受けた児童・生徒の作品が規格相違等により審査対象外となった場合
- ② 奨励賞推薦書に学校長の押印がない場合

【参加賞】

県コンクール参加者全員に、記念品を贈呈します。

8. 入賞発表

県コンクールの審査会は9月下旬から10月上旬（予定）に行い、入賞者は県内新聞紙上およびJA共済連福島ホームページ等において発表するとともに、各JAを通じて各小・中学校宛に通知します。

なお、表彰式は11月中旬（予定）に行います。

9. 全国コンクール

各学年の最高位（金賞）の作品1点を全国コンクールへ出品いたします。

10. 著作権の扱いについて

入賞作品の著作権および作品の二次使用等に関する一切の権限は、応募のときから期間の制限なく全国共済農業協同組合連合会に帰属するものとします。また、県本部が作品を使用する場合、標語・色等を補作することがあります。

なお、応募作品については、返却いたしませんのでご了承下さい。

11. 個人情報の取扱いについて

応募者氏名、学校名等については、応募者名簿を作成する等のコンクール業務に必要な範囲でのみ利用します。また、入賞者の作品をはじめ、氏名、学校名等を新聞掲示・作品集の作成・ホームページ等への掲示等コンクール業務に利用するとともに、上位入賞者については、資材等の作成に相当と判断した場合、利用させていただく場合がありますのであらかじめご了承下さい。

Ⅱ 課題等

1. 課題

交通安全を訴えるためのポスターとします。

- (1) 子ども向けまたは歩行者向けの交通安全ポスター
(児童・生徒に交通法規や規則を守らせようとするもの。)
- (2) 運転者向けの交通安全ポスター
(自動車〔農耕作業用自動車を含む〕・バイク・自転車などを運転する人に交通事故の防止を呼びかけるもの。)

2. 作品応募規格

(1) 応募作品

- ① 本人の作品であり未発表のもので、かつ模作（既存の作品やインターネット上の画像のまねをして作ったもの）でないものに限りします。

※ 模作であることが判明した場合、受賞を取り消すこともあります。

- ② 交通法規や規則に反しないものとします。

例)

ア. 車は左側、歩行者は右側通行とするなど、交通ルールに合ったものとする。

イ. 信号機の色は、運転者から見て、左から青・黄・赤と正しく配列し、歩行者・自転車専用については赤と正しく配列する。

ウ. 単に手をあげているだけでは、交通安全上問題があるので、まず、「右左をみて」など安全確認を優先させる。

エ. 車の運転者および同乗者は、シートベルトを正しく着用している。

オ. 6才未満の乳・幼児についてはチャイルドシートを正しく使用している。

※ シートベルト・チャイルドシートは記入もれが多いのでご注意ください。

カ. 自転車に乗っている場合は、ヘルメットを正しく着用している。

- ③ 応募作品は、固有の名称が記入されていないものとします。

(名称が特定できるマークを含みます)

例)

車 両 → メーカー名（メーカーが特定されるマークを含む）、車名、ナンバープレート、営業車番号等。

その他 → 人物の衣服・持ち物のメーカー名、商標等。
風景の中の商店・ビルの名前の看板等。

- ④ 応募作品の標語および言葉の使用については、特に制約をもうけません。
 また、標語を使用する場合には、既製・創作のもの等を問いません。
 ただし、固有の名称（商品名等）は使用しないでください。

(注1) 交通安全ポスターコンクールでは、例年交通法規に反しているものや、標識の書き間違い、
 固有の商品名・商標等を使用しているため審査の対象外になるケースが多く見られます。
 また、模作であることが判明した場合、受賞を取り消すこともありますので、上記の作品
 応募規格に十分ご留意ください。

(注2) 農耕作業用自動車を描く場合は、公道での交通事故の防止を呼びかけるものが対象とな

(2) 作品の規格・材質

- ① サイズ・四つ切サイズ (約54cm×約39cm)
 タテ描き、ヨコ描きは問いません。
 ② 画材・描画材料は特に制限をもうけません。

(3) 学年・氏名の記入方法

作品の裏面へ学校名・学年・氏名を必ず記入してください。

(4) 出品券の貼付け・記入方法

主催者より配付する「出品券」に、学年・氏名を記入し、必ず応募作品の左下に貼り付けてください。フリガナも必ず記入してください。

配付したもの以外を使用する場合は、次の例に示すようにタテ8cm×ヨコ12cm程度の用紙に、県名・学校名・学年・氏名・所属JA名を明記し、応募作品の左下に必ず貼り付けてください。

なお、出品券がついていない作品は審査の対象となりませんのでご注意ください。

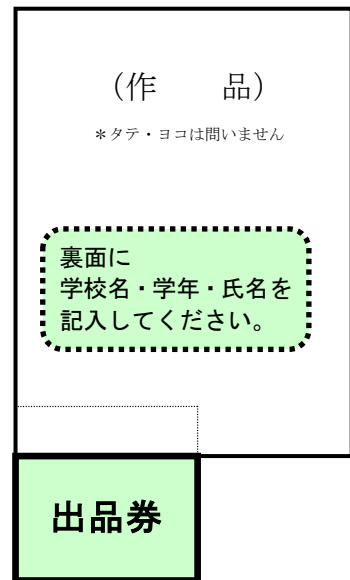
<例> 【出品券の仕様】

(作 品)	
県 名	福 島 県
フリガナ	
学 校 名	県・市・町・村 立 学 校
学 年	年
フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
J A 名	J A

8 cm

12cm (拡大図)

【出品券の貼付け位置】



※ 「応募者一覧表」・「奨励賞推薦書」・「出品券」はいずれもホームページからダウンロードできます。

<https://www.10action.jp> 10アクションで検索できます。

Ⅲ 主催・後援・協賛団体

主 催 農業協同組合
全国共済農業協同組合連合会福島県本部

後 援 福島県
福島県教育委員会
福島県警察本部
福島県交通対策協議会
福島県交通安全協会
福島県市長会
福島県町村会

協 賛 福島民報社
福島民友新聞社
ラジオ福島
福島テレビ
福島中央テレビ
福島放送
テレビユー福島
ふくしまFM

(順不同)

以 上